

議案第 14 号

橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成 21 年橋本市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に基づき、<u>橋本市の議会の議員及び長の選挙における同条第 1 項第 6 号のビラ</u>(以下「<u>選挙運動用ビラ</u>」という。)の作成の公営に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u> (選挙運動用ビラの作成の公営) 第 2 条 橋本市の議会の議員及び長の選挙における候補者は、第 5 条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。	橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に基づき、<u>橋本市長の選挙における同条第 1 項第 6 号のビラ</u>(以下「<u>選挙運動用ビラ</u>」という。)の作成の公営に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u> (選挙運動用ビラの作成の公営) 第 2 条 橋本市長の選挙における候補者は、第 5 条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。